

## 藤枝市雨水流出抑制対策実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、藤枝市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（令和8年藤枝市条例第11号）第4条第4号に規定する雨水流出抑制対策を定めることにより、雨水による浸水被害の軽減及び防止を図り、もって安全で快適な都市環境の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「雨水流出抑制施設」とは、雨水浸透柵や雨水浸透管等の浸透型施設をいう。

### (雨水流出抑制施設の設置)

第3条 建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の許可又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条に規定する開発行為又は建築に関する証明書等の交付を受けようとするときは、敷地内に雨水流出抑制施設を設置することについて市長と協議し、指導を受けるものとする。

### (設置位置)

第4条 雨水流出抑制施設を設置する位置は、雨水流出抑制に効果的かつ隣地境界、擁壁等への影響を配慮した場所とする。

### (雨水流出抑制量の基準)

第5条 雨水流出抑制量の基準は、当該敷地面積を平方メートルで表した数値を100で除して得た数値（小数点第3位の端数を切り上げる。）に、0.83を乗じて得た数値（小数点第3位の端数を切り上げる。）に立法メートル／時間を付した量とする。

### (雨水流出抑制施設の技術的事項)

第6条 雨水流出抑制施設の技術的事項に関しては、雨水浸透施設技術指針〔案〕調査・計画編及び構造・施工・維持管理編（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会）を参考に設計し、市長と協議するものとする。また、雨水浸透柵は、別図に定める雨水浸透柵参考図を用いて設計することができる。

### (適用除外)

第7条 指導基準に規定する調整池を設置する場合、その他市長が認めた場合は、この要綱の適用を除外する。

(提出図書)

第8条 建築主は、第3条の規定により市長と協議するときは、次の各号に定める図書を提出するものとする。

- (1) 必要抑制量計算書
- (2) 雨水流出抑制施設設置位置図
- (3) 雨水流出抑制施設構造図

(適切な維持管理)

第9条 建築主は、雨水流出抑制施設の設置後において、当該施設の機能が低下することのないよう適切な維持管理を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別図(第6条関係)

